



平成30年度 なかのエコポイント CO2削減コースの取り組み方法について

なかのエコポイント「CO2削減コース」にご参加いただき、誠にありがとうございます。
中野区では、平成30年4月から「なかのエコポイント（CO2削減コース）」をリニューアルしました。平成30年度の取り組み方法について、下記のとおりご案内致しますのでご確認ください。



1. 平成30年度の取り組み期間について

●夏季（平成30年7月～9月） および 冬季（平成30年12月～平成31年2月） の計6か月間
上記期間を中心に、家庭での省エネ等の取組み（エコチャレンジ）を行うことにより、CO2排出量を削減・ポイントの獲得を目指しましょう。CO2削減の他にも、エコチャレンジ行動レポートの提出や環境イベントへの参加などでもポイントが獲得できます。
※ポイントの獲得方法について詳しくは、2～4ページをご覧ください。



2. ポイントの申請方法

●申請期間：平成31年2月末から平成31年5月末（必着）
（窓口持参または郵送。同封の封筒でご郵送いただく場合、切手不要）
ポイント申請時に記入・提出が必要となる書類は、次のとおりです。

《提出書類一覧》

- | | | |
|---------------------------|---|----|
| ・「なかのエコポイント認定・交付申請書（※1）」 | … | 必須 |
| ・「電気ご使用量のお知らせ（検針票）台紙（※2）」 | … | 必須 |
| ・「ガスご使用量のお知らせ（検針票）台紙（※2）」 | … | 必須 |
| ・「エコマーク台紙」 | … | 任意 |

《提出先窓口》

中野区役所
8階12番窓口
地球温暖化対策分野

※1 ポイントシールを獲得している場合、裏面の貼付欄に貼ってください

※2 検針票など、対象月の使用量データの貼付が必要となります（詳しくは台紙裏面を参照）



3. ポイント認定・賞品の受け取り

●ポイント申請した月の翌月中旬頃
認定通知書と交換希望賞品をご自宅に郵送します。
（交換希望商品は、ポイント申請時に選択します。500ポイント単位で賞品が獲得でき、500ポイントに満たない端数ポイントは、翌年に繰り越されます。端数ポイントの有効期限は2年です）

4. 次年度の取り組み

認定通知書と交換希望商品と共に、次年度の申請様式等をお送りします。引き続き、CO2排出量の削減にご協力ください。



ポイントの獲得方法（ポイントメニュー）

（１）CO2削減ポイント

電気とガスを節約しよう！

電気と都市ガスそれぞれの使用量をCO2排出量に換算して前年と比較し、削減できたCO2排出量に応じてポイントがもらえます。取り組み対象期間は、夏季（7月～9月）および冬季（12月～翌年2月）の計6か月間です。

「電気ご使用量のお知らせ（検針票）台紙」と「ガスご使用量のお知らせ（検針票）台紙」に、検針票またはWEBサイトの使用量掲載ページを貼付してご提出ください。（検針票・WEBサイトの使用量掲載ページに、取り組み対象月の前年使用量が記載されているかもご確認ください）

＜検針票が不足している場合について＞

- ① 提出対象月の検針票のうち、不足している月がある場合
 - ② 検針票に、比較対象である前年同月使用量が記載されていない場合
 - ③ WEBサイトの使用量掲載ページに、必要な月の使用量が記載されていない場合
- 上記の場合は、ご提出前に一度、4ページの「問合せ・提出先」までご連絡ください。



＜ポイントの計算方法＞

CO2削減量1kgごとに20ポイントが獲得できます。

例えば、電気10kwhを削減すると、約80ポイント

都市ガス1m³を削減すると、約20ポイントを獲得できます

平成30年度のCO2排出量の換算については、下記のとおりです。

- ・ 電気…CO2排出係数を0.374 kg-CO2/kWhに固定して算出します。
- ・ 都市ガス…CO2排出係数を2.21 kg-CO2/m³に固定して算出します。

（２）行動レポートポイント

毎月のエコ活動を振り返ろう！

「なかのエコポイント認定・交付申請書」裏面の「エコチャレンジ行動レポート」を記入して、省エネ等の取り組み状況を振り返りましょう。取り組み対象期間は、夏季（7月～9月）および冬季（12月～翌年2月）の計6か月間です。1か月の記入毎に250ポイント、6か月全ての記入で、最大1500ポイントが獲得できます。

（３）継続ポイント

取り組みの継続でポイント獲得！

取組2年目～取組5年目の申請において、「取組開始前（参加登録の前年度）」と比較して、申請年の「CO2排出量（電気・ガス使用量の合計）」が下回っていた場合に、継続ポイントが獲得できます。継続ポイントは最大で3回まで獲得でき、獲得のたびにポイントが上昇します。

CO2削減の継続回数	獲得ポイント
1回目	300
2回目	600
3回目	900

- * 既にご参加の皆様も、平成30年度を取組1年目としてカウントします。
- * 既にご参加の皆様の「取組開始前（参加登録の前年度）」における「CO2排出量（電気・ガス使用量の合計）」については、過去の申請データより算出予定です。
- * 申請年の電気・ガス検針票の提出月数が6か月に満たない場合、獲得できません。

(4) ボーナスポイント

電気・ガス的大幅削減でボーナス！

「CO2削減ポイント」に加え、夏季（7月～9月）および冬季（12月～翌年2月）計6か月分の（対前年）CO2排出量の削減率に応じて、ポイントが獲得できます。

（対前年）CO2排出量の削減率	獲得ポイント
5%以上 10%未満	500
10%以上 15%未満	1000
15%以上	1500

(5) エコマークポイント

エコマークを集めよう！

文房具などに付いている「エコマーク」を集め、「エコマーク台紙」に貼ってポイント申請時に合わせて提出すると、エコマーク1枚につき5ポイントが獲得できます。



(6) 環境行動ポイント

環境行動・環境イベントに参加しよう！

環境イベントへの参加や、廃食用油の拠点回収などに参加すると、ポイントシールを獲得できます。「なかのECOポイント認定・交付申請書」裏面の「エコポイントシール台紙」に貼付して提出すると、券面分のポイントが獲得できます。対象となる環境行動は、下記一覧のとおりです。（平成30年4月時点。区報・区ホームページでも随時お知らせ）

実施時期	環境行動	付与単位	獲得ポイント
年末年始を除く平日	廃食用油を回収拠点（区役所、リサイクル展示室）へ持込み	世帯（回収物と引換）	100
毎月第4火曜日	廃食用油を回収拠点（15区民活動センター）へ持込み	世帯（回収物と引換）	100
5月	花と緑の祭典（春）への参加	個人	50
	家庭の省エネアドバイス（花と緑の祭典／春）への参加	世帯	500
6月	環境月間パネル展への参加	個人	50
	家庭の省エネアドバイス（環境月間パネル展）への参加	世帯	500
8月	夏休み子どもエコ講座への参加	個人	50
	打ち水イベントへの参加	個人	50
10月	花と緑の祭典（秋）への参加	個人	50
	家庭の省エネアドバイス（花と緑の祭典／秋）への参加	世帯	500
	「中野の森」バスツアーへの参加	個人	500
11月	なかのエコフェアへの参加	個人	50
	家庭の省エネアドバイス（なかのエコフェア内）への参加	世帯	500
1月	冬の省エネルギー対策パネル展への参加	個人	50
3月	みどりの教室への参加	個人	50



(7) 成績上位者ポイント

優秀な成績でボーナス！

平成30年度制度によるポイント申請者のうち、CO2排出削減量の成績上位者60人の方は、成績上位者ポイントを獲得できます。そのうち5位までの方を、秋ごろに表彰します。

また同様にエコマークを50枚以上提出した方も、成績上位者へのポイント交付・表彰のチャンスがあります。成績上位者の発表は、該当者への通知発送のほか、区ホームページにニックネーム等で掲載します。

(8) 環境商品の当選チャンス

抽選で素敵な賞品が当たるかも！？

平成30年度制度によるポイント申請者のうち、CO2排出量が前年より減った方、1年の取り組み期間中にエコマークを50枚以上提出した方を対象に、抽選で環境商品が当たります。当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただくとともに、区ホームページにニックネーム等で掲載します。

その他（注意事項など）

①初めて取り組む方

初めてなかのエコポイントに参加登録された方は、参加登録月により、取り組み可能な期間が次のとおり異なります。

(1) 平成30年4月～7月に登録した方の取り組み期間

⇒ 夏季（7月～9月）および冬季（12月～翌年2月）＜計6か月＞

(2) 平成30年8月～12月に登録した方の取り組み期間

⇒ 冬季（12月～翌年2月）＜計3か月＞

(3) 平成31年1月～7月に登録した方の取り組み期間 ⇒ 翌年度からの取り組み

②制度移行に伴う申請について

平成29年度以前に参加登録いただいた方は、平成29年度制度による申請を行った後、平成30年度の残りの期間について、お取り組みいただけます。

③引越しをした場合のポイント申請について

(1) 中野区内での転居、または中野区への転入の場合



前年分と今年分の電気使用量、都市ガス使用量がわかればCO2削減ポイントを獲得できます。なお、転居後は検針票の『前年同月分』使用量が記載されません。転居前と転居後の検針票を揃えるなど、前年分と今年分の使用量がわかるように電気検針票、都市ガス検針票をご用意ください。

(2) 中野区外への転出の場合

省エネ等の取組み期間終了前に区外に転出した場合も、CO2削減ポイントを獲得できます。ただし、なかのエコポイントCO2削減コースでは、中野区にお住まいであることを参加条件としているため、区外に転出した場合には、区内に居住していた期間を対象にポイントを認定します。区外転出した月の翌月から3か月以内（必着）がポイント申請の期限です。



<問合せ・提出先>

中野区 環境部 地球温暖化対策分野（中野区役所8階12番窓口）

受付時間：午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

〒164-8501 中野区中野4-8-1

TEL：03-3228-5516 FAX：03-3228-5673